

# 「未来投資戦略2017」の推進状況

平成29年11月9日

未来投資会議構造改革徹底推進会合



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# 「未来投資戦略2017」の進捗状況①

## 1. PFI法<sup>※</sup>改正に関する項目（関係する「未来投資戦略2017」の記載は別紙1参照）

※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

○コンセッション事業を推進するため、下記①～③のとおり、PFI法について次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずるよう検討中。

### ①インセンティブ付与

- ・コンセッション事業の**上下水道分野**への導入を促進するため、運営権対価の資金で地方債を繰上償還する際に**国に対して支払わなければならない補償金を免除・軽減**

### ②二重適用問題の解消

- ・公共施設等運営権制度と指定管理者制度を**二重に適用する場合における問題を解消**

### ③支援体制の強化

- ・コンセッションを初めて活用する自治体などに対する**内閣府等の助言・調整機能を強化**

# 「未来投資戦略2017」の進捗状況②

## 2. ガイドライン策定に関する項目（関係する「未来投資戦略2017」の記載は別紙2参照）

○「未来投資戦略2017」に記載のある各項目※について、現在、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を改正する方向で関係各省と調整中。

※「リスク分担に関する契約の在るべき姿」「物価変動の料金への転嫁の方法」「適切なマーケットサウンディングの在り方」「管理者以外の有する既存事業の引継ぎの在り方」「審査委員会における議事録の公開」「VFMの算出方法及び運営権対価の支払・評価方法」「地方公共団体における出資や特定企業による出資枠の在り方」

## 3. 我が国の公共施設等運営権方式に関する制度や個別事業について、地方公共団体に積極的に周知するとともに、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。

### ■ 内閣府の取組 ※平成29年6月9日以降

#### <国内>

地方公共団体や民間事業者・金融機関が参加するセミナー約30回に登壇（予定含む）

- ・地域プラットフォーム
- ・ふるさと財団 公民連携セミナー 等

#### <国外>

事業者・投資家向けの説明会開催に必要な経費を平成30年度予算として要求中

#### <参考：政府広報>

政府インターネットテレビにて、PPP/PFI事業の動向や事例紹介を実施



### ■ 関係省庁の取組 ※平成29年6月9日以降

➢ 関係省庁が実施している各種取組と連携

#### <国内>

分野	内容	実施省庁
全般	ブロックプラットフォームにおいてコンセッションの具体事例及び支援制度を周知（全国各地にて全6回）	国土交通省
空港	「HOKKAIDO空港運営戦略フォーラム」等、全国各地にて4回開催	国土交通省
水道	「水道分野における官民連携推進協議会」「水道の基盤強化のための地域懇談会」等、全国各地にて10回開催（開催予定含む）	厚生労働省
下水道	「下水道における課題解決のためのPPP/PFI説明会」、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」等、17回開催（開催予定含む）	国土交通省
文教施設	「『PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド』、サウンディング型市場調査と文教施設における公共施設等運営権制度 セミナー」、「公立文教施設担当技術者連絡会議」等、13回登壇・開催（登壇予定含む）	文部科学省
MICE施設	「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」の場を活用	観光庁

#### <国外>

分野	内容	実施省庁
空港	「GAD WORLD（仏パリ）」「GAD ASIA（比セブ島）」にて、日本の空港コンセッションの動向と事例紹介を実施	国土交通省

# 「未来投資戦略2017」の進捗状況（別紙1）

## 【「未来投資戦略2017」 記載】

### 1. PFI法改正に関する項目

- ・ 指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許すことが可能となるよう、PFI法について、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。
- ・ 地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、一定の期間を設け、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、PFI法について、来年度から適用されるよう必要な措置を講ずる。
- ・ 公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の推進に当たっては、以下の「5原則」が必要であることから、内閣府の機能や権限、その権限の行使のための組織の在り方（外部の中立的な専門機関の組成を含む）について、諸外国の事例を踏まえて検討し、必要に応じ、次期通常国会までにPFI法について所要の措置を講ずる。
  - ①ガイドライン化されたルールの運用と遵守徹底  
分野を超えて公共施設等運営権方式が遵守すべきルールを、官民の議論を踏まえてガイドラインにまとめ、これを個別案件において徹底的に実施させる仕組みであるべき。
  - ②入口から出口までのハンズオン支援の実施  
公共施設等運営権方式を初めて活用する地方公共団体など、ノウハウに乏しい管理者に対してプロジェクトの「入口から出口まで」並走し、徹底的に支援できる仕組みであるべき。
  - ③関係省庁との協議のワンストップ化  
新たな分野やアプローチで公共施設等運営権方式に取り組む管理者が、複数の関係省庁と協議する際に、管理者ができるだけワンストップで協議が可能な窓口となる仕組みであるべき。
  - ④PDCAサイクルの確立  
全ての公共施設等運営権方式の案件で、運営権者の選定後に選定プロセス全体を振り返って評価し、官民双方の立場から改善点を明らかにし、ガイドライン等に常に反映させることができる仕組みであるべき。
  - ⑤管理者と運営権者の間での調整・仲裁機能の確保  
公共施設等運営権方式の事業開始後においても、運営権者からの改善要望を聞き、これを管理者に伝えることで、新たな取組を常に生み出せる仕組みであるべき。

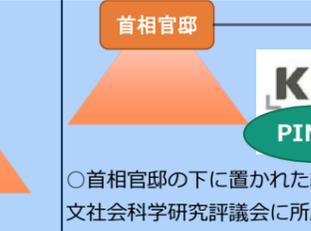
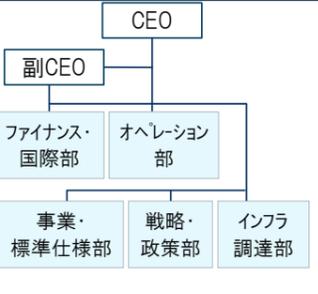
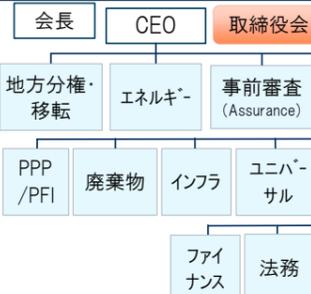
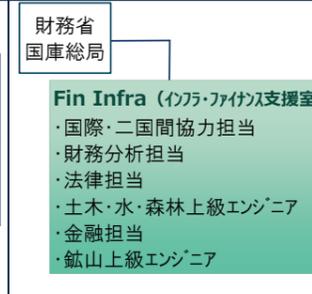
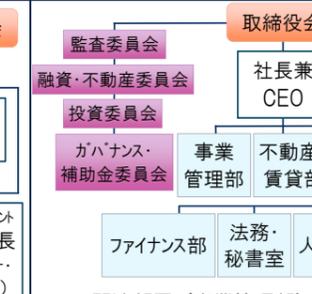
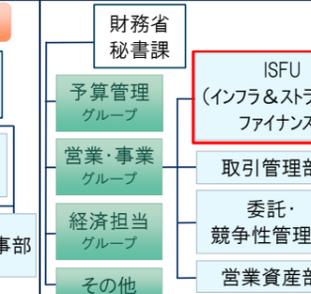
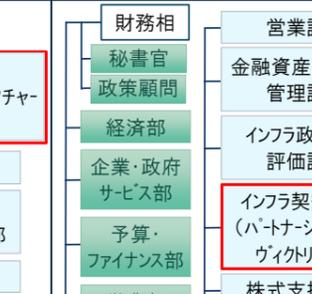
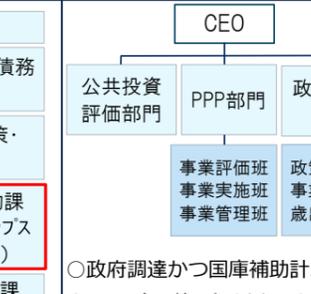
# 「未来投資戦略2017」の進捗状況（別紙2）

## 【「未来投資戦略2017」 記載】

### 2. ガイドライン策定に関する項目

- ・官民の適切なリスク分担を構築する上で、瑕疵担保の負担や運営権対価の返金、契約満了時の必要な資産等の買取り等の際、契約において、一定の条件を満たした場合に施設の管理者が運営権者に一定の支払を約束することが可能となるよう、関係府省における本年7月末までの契約の在るべき姿の検討結果を踏まえ、内閣府は当該支払を管理者が行う法的根拠の必要性を検討し、必要に応じ、次期通常国会までに、PFI法について所要の措置を講ずる。
- ・上下水道事業においては、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みとするため、本年内を目途に関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。
- ・適切なマーケットサウンディングの方法（開示すべき情報・項目と対話の方法等）について、関係府省による海外事例調査や関係者へのヒアリング等を通じた本年7月末までの検討結果も踏まえ、内閣府において、ガイドラインを策定する。
- ・管理者以外の有する既存事業の引継ぎを運営権者に求める場合には、運営権者に過度のリスクを負わせて引き継がせることとならないようにすることとし、これについて内閣府においてガイドラインを策定する。
- ・運営権者を選定する審査委員会について、原則として議事録を公開するというルール化について、関係府省は今後の対応を検討し、内閣府は本年7月末までを目途に民間事業者側への意向確認を行い、確認において問題がなければガイドラインを策定する。
- ・関係府省は、海外の事例や類似分野の取組等を参考に、本年7月末までに「アクションプラン」に記載された観点からVFM（Value For Money：支払いに対して最も価値の高いサービスを提供すること）の算定方法、対価の支払い方、評価方法について検討する。その結果を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。
- ・運営権者への地方公共団体による出資や特定の企業による出資枠について、必要性が明確であり出資以外の方法ではその必要性に明確に応えることができない場合を除いて、認めないこと、また、たとえ出資を認める場合でも、出資額に対して過大な株主権限を要求することにより入札参加者の資金調達必要額が不確定になるような条件を付さないこととし、これについて内閣府はガイドラインを策定する。
- ・これらのほか、アクションプランに掲げられた公共施設等運営権方式に係る各取組について、関係省庁が連携しながら実行する。

- ### 3. 我が国の公共施設等運営権方式に関する制度や個別事業について、地方公共団体に積極的に周知するとともに、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。（再掲）

	イギリス	フランス	カナダ	オーストラリア	韓国			
	IPA (Infrastructure and Projects Authority)	LP (Local Partnerships)	Fin Infra (Mission d' Appui au Financement d' Infrastructures)	PBC (Partnerships British Columbia)	IO (Infrastructure Ontario)	ISFU (Infrastructure and Structured Finance Unit)	PV (Partnerships Victoria)	PIMAC (Public & Private Infrastructure Investment Management Center)
所属/ 法的根拠/ 設立背景	中央政府内（財務省）  ○財務省が管轄する政府内組織 ○法的根拠なし ○効果的なインフラ事業実施の実現と政府の調達能力向上のため、2016年1月に既存の2組織（IUK：財務省、MPK：内閣府）を合併し設立	外郭団体  ○財務省と地方自治協会（LGA）が所有するJV ○法的根拠なし ○地方自治体の公共調達を支援し、地域のインフラ投資とサービス提供をサポートするために2009年に設立	中央政府内（財務省）  ○経済財務省国庫総局（DGTrésure）内の一部署 ○2004-1119パートナー契約※1実施支援室創設に関する政令に根拠を持つ ○2016年のPPP改革に伴い、前身のMAPPPを機能強化する形で設立（MAPPPは上記政令に基づき2005年に設立） ※1パートナー契約：サービス購入型PFI等の政府支払型PPP	外郭団体  ○州財務大臣が100%株式保有する公共法人（Crown Corporation） ○法的根拠なし ○効果的かつ経済的な政府サービス提供のために2005年に設立	外郭団体  ○州インフラ省が所管する州政府100%出資の公共法人（Crown Agency） ○オンタリオ州国土インフラ企業法（2011年）に根拠を持つ ○公共インフラ及び不動産の発展と価値最大化支援のために2011年に設立	州政府内（財務省）  ○州財務省内の一部署 ○法的根拠なし ○州のインフラ投資の効率性及び利益最大化を確保するため、前身組織 Privately Financed Projects Unit※2を機能強化する形で2012年に設立 ※2 Privately Financed Projects Unitは、PPPに関連する専門的な助言を行う組織として2001年に設立	州政府内（財務省）  ○州財務省営業部内の一部署 ○法的根拠なし ○州のPPPによるインフラ事業の経営、ファイナンス、リスク管理に係る支援提供とベストプラクティス形成支援のために2000年に設立	外郭団体  ○首相官邸の下に置かれた経済・人文社会科学政策研究評議会に所属する総合政策研究所（KDI：Korea Development Institute）に属する政府100%出資の公共法人 ○インフラPPP整備法第23条（KDI）にPIMAC設置の旨規定 ○PPP/PFIを含む公共投資事業に関する政府支援と専門性蓄積のために1999年に設立
組織概要/ ガバナンス	 ○国家の主要インフラ事業及びその他の大規模事業（国防、IT化事業等）の調達支援を行う。 ○CEOは民間出身者。職員は前身機関（IUK・MPA）出身の準公務員（民間経験者多数）、国家公務員、民間出身者。 ○職員数約150名	 ○高度な専門性をプールし、地方自治体の公共サービスとインフラ事業実施を支援する。 ○CEOは民間出身、職員はPUK・LGA出身の準公務員と民間出身者。 ○職員数約45名（PPP/PFIチームは約10名）	 ○国・地方自治体に対するインフラ投資のアドバイス提供と事業性評価（サービス購入型PFIのみ）を行う。 ○職員は国庫総局の国家公務員（専門のバックグラウンドを持つ） ○職員数8名（ディレクター1、上記専門家6、アシスタント1）	 ○州政府、地方自治体に対する事業計画、実施方針、経営分析、調達管理等を有償にて実施。 ○取締役会は民間から選出され、職員は民間からの転職者が多数。 ○職員数約35名	 ○PPP関連部署（事業管理部）では、州政府、地方自治体に対する調達支援、契約交渉、建設管理等を有償にて実施。 ○取締役会は民間から選出。職員も8割が民間出身者（法務、財務、金融、IT等の専門家）。 ○職員数495名（PPP関連部門は約100名）	 ○州政府及び政府機関が調達を行う1億AUD（87億円）以上の主要インフラ事業に対し、アドバイスを提供。さらに、州首相のインフラ計画策定支援を行う。 ○職員は財務省職員（民間経験者含む） ○職員数22名	 ○州政府及び政府機関のPPPによる調達に係る支援提供及び、PPPに関連する政策策定支援を行う。 ○職員は財務省職員（民間経験者含む） ○職員数約20名	 ○政府調達かつ国庫補助計300億ウォン（30億円）以上または事業費2000億ウォン（200億円）以上のPPP事業に対し、導入可能性検討から契約交渉の支援を行う。 ○CEOは専門家よりKDI理事長が任命。職員は国家公務員と民間出身の専門家（弁護士、エンジニア）。 ○職員数約90名（PPP部門は約30名）
業務内容	ガイドライン等策定 人材育成支援 事業性評価 個別事業支援 ○PPPガイドライン（VFM策定、PFI標準契約等）の見直しを定期的に実施。国庫補助を受ける事業（ほぼ100%）はガイドライン遵守が必須となる。 ○IPAは国調達事業の事業性評価を行い、財務省の予算執行機関としての監督を代行する。事業性評価は外部コンサルタントや専門家に委託する場合もあり、その際の評価基準をまとめたフレームワークをIPAが定めている。 ○大規模事業や複雑なスキームの場合は個別事業の計画、方針策定に関するアドバイス提供を行う。	人材育成支援 事業性評価 個別事業支援 ○LPは地方自治体調達事業のうち、国庫補助を受ける案件の事業性評価を行い、財務省の予算執行機関としての監督を代行する。 ○個別事業支援は実施方針策定前までの事業戦略策定段階での支援が多く、民間コンサルに業務委託を行う前の事業の大枠検討を有償で行う。 ※英国では各自治体がPPP/PFI事業実績と経験を保有する場合が多く、手とり足とり支援を行う必要はない。LPは、自治体職員の経験値に基づく補完的な支援を行う。	ガイドライン等策定 人材育成支援 事業性評価 個別事業支援 ○CP（サービス購入型PFI）のみFin Infraにてガイドラインを策定（コンセッションについてはIGD（委託管理協会）が策定）。 ○CPIは政府支払型PPP事業のため、予算執行管理の一環としてFin Infraの事業性評価を受けることが義務となる。一方で、仏国では地方自治の完全自由は憲法にて保障され、Fin Infraの改善提案（評価結果）は一切の強制力を持たない。 ○個別事業支援については、自治体からアドバイスを求められた場合の相談窓口として機能するもので、入口から出口までの支援を行うものではない。	人材育成支援 個別事業支援 ○BC州ではPPPに特化したガイドラインは策定していない。 ○個別事業支援は州政府、地方自治体が調達するPPP事業に対し、計画策定、実施方針、VFM算定、契約交渉等の支援を有償で行う。	ガイドライン等策定 人材育成支援 事業性評価 個別事業支援 ○インフラ調達に係る入札図書テンプレートを策定、運用する。法的拘束力はないが、PPP調達手続きにおいては本テンプレートを使用することが求められている。 ○PPPによる調達が決定した事業は、財務相よりIOの関与、業務内容、予算等が示された指示書が公表され、これに従う義務がある。 ○個別事業支援は州政府、地方自治体が調達するPPP事業に対し、計画策定から契約終了までの支援を有償で提供。特に地方自治体は大型案件の入札資料作成等のノウハウを持たず、IOに依頼する部分が多い。	ガイドライン等策定 事業性評価 個別事業支援 ○連邦政府のガイドラインに基づき、ISFUがNSW州のPPPガイドラインを策定。調達機関は本ガイドラインの公募書類の標準フォーマットを使用しなければプロジェクトの承認が得られない。 ○調達手続きの各段階において、内閣インフラ委員会、支出審査委員会、財務省の承認を得ることが義務付けられている（公的認可金融協定法にて規定）。 ○個別事業支援は州政府調達事業に対し、調達部門がノウハウを有しない場合には計画策定等の支援を民間コンサルと協業して行う。	ガイドライン等策定 人材育成支援 事業性評価 個別事業支援 ○公募資料の標準テンプレート、VFM算定等のガイドラインを策定。 ○事業費が5000万AUD（約43億円）を超える事業は、PVによる事業性評価を受けることが義務となる（法的拘束力はないが、PVの承認は補助金や契約承認を受けるために必須となる）。 ○個別事業支援は州政府調達事業に対し、サポート（アドバイス提供）及び監督を行う。	ガイドライン等策定 人材育成支援 事業性評価 個別事業支援 ○ガイドライン（民間投資事業基本計画）は企画財政部（財務省）により策定されるが、策定の過程においてPIMACが専門的な意見提供を行う等、深く関与する。 ○総事業費が2000億ウォン（約200億円）以上の独立採算型事業、1000億ウォン（約100億円）以上のサービス購入型事業については、PIMACによる導入可能性調査のレビュー、VFMテストを受けることが義務付けられている（インフラPPP整備法に規定）。 ○個別事業支援は政府調達事業に対し、契約締結までのアドバイス提供と監督を行う。

財政的な独立性	○財務省、内閣府が管理する政府内組織 ○調達機関からサービス対価を徴収せず、100%政府予算で事業を行う。	○財務省、LGA（地方自治協会）が50%ずつ出資して設立。 ○地方公共団体からサービス対価を徴収し、原則として独立採算で運営されている。	○財務省内の一部署 ○政府内組織であり、調達機関からサービス対価は徴収しない。	○財務省100%出資により設立。 ○調達省庁及び地方公共団体からサービス対価を徴収し、原則として独立採算で運営されている。	○インフラ省100%出資により設立。 ○調達省庁及び地方公共団体からサービス対価を徴収し、原則として独立採算で運営されている。	○財務省内の一部署 ○政府内組織であり、調達機関からサービス対価は徴収しない。	○財務省内の一部署 ○政府内組織であり、調達機関からサービス対価は徴収しない。	○政府100%出資により設立 ○政府出資の非営利研究機関であり、サービス対価は徴収しない。
専門性の担保	○IPAには政府のインフラ調達に関する専門知識と主要なプロジェクトについての情報が集約されている。 職員は国家公務員と民間からの出向者で構成され、各分野の専門家が常駐している。	○民間出身者、公共出身者共に在籍し、各々出向ではなく転籍している。金融、法律、エンジニアの高度専門家を揃える。給料体系は、経験と仕事内容を反映し民間と比べて遜色ない額となっている。	○実地経験豊富な職員を確保し、アドバイスを求める調達機関の担当者を上回る高度な専門家を揃えている。技術系の専門家は公務員を配置し、会計、法務の専門家は任期付き公務員として3年契約で雇用している。	○金融、会計、事業者等、民間からの転職者が大多数を占める。公共法人のため公務員の給与体系とは一致せず、給与水準は公共と民間の中間程度。給与のみでは民間に劣るものの、年金制度や休暇日数等の福利厚生が手厚い。 ○民間出身者の出身企業が関与するプロジェクトには参加させない等、利益相反を防ぐためのルールを設けている。	○職員の8割が民間からの転職者。給与水準は公共と民間の中間程度に設定され、公共法人のため賃金設定の自由度が高く、民間から優秀な専門家を確保することができる。 ○民間からの転職者に関する利益相反は法務部門が厳正に管理し、事業案件毎にプロジェクトメンバーに対し誓約書の提出を求めている。	○職員は財務省職員に一部民間経験者が在籍。政府調達機関の中に十分な経験のある人材が不足しており、ISFUにPPPに関する専門人材を集めることで、政府の調達スキル向上を図る。	○職員として元政府関係者、事業者経験者（定年退職後再雇用）を招聘し、専門スキルを確保している。業務上必要な場合には別途法務、会計、技術等のコンサルタント、専門家を雇う場合もある。	○職員は民間出身のPPP関連業務経験者（弁護士、技術者等）及び新卒者を常勤で採用。内部職員だけで十分ではないプロジェクトの場合は、別途外部より専門家（有識者、技術者、会計士等）を招聘する。 ○職員と民間事業者との接触は厳しく制限されており、外部監査も受けている。
民間との競争/棲み分け	○IPAは予算執行機関である財務省の監督権限委任を受けて事業性評価を行い、必要に応じてアドバイスを提供するもので、民間との競争は発生しない。	○LPが行う支援は、事業全体スキーム構築等の計画策定までであり、法務、会計、技術等専門的な事項についてアドバイスを行う民間の専門コンサルタントとの競争は発生しない。一方で、民間よりも安価な価格設定になっており、一部で民業圧迫の声も聞かれる。	○調達機関からアドバイスを求められた場合のみ助言を行う（ピンポイントの相談窓口）ため、フルセットのアドバイザーサービスを提供する民間コンサルとの競争は発生しない。	○監査法人等の民間ファイナンシャルアドバイザーとは競争の恐れがある。明確な棲み分け基準はなく、案件毎に調整している。PBCが業務量過多の場合は、民間コンサルに外注することもある。 ○政府との強固なネットワークと、政策や承認プロセスの知見を有するため、民間アドバイザーよりも有利に業務委託を受けることが可能となっている。	○州政府内の調達機関に対する支援は、財務相指示書に基づき行われるため、民間との競争は発生しない。	○州政府内の調達機関に対する支援は助言提供のみであり、民間との競争は発生しない。 ○公募資料作成等の実務実施部隊として、別途調達機関の省庁職員、ISFU職員、コンサルタント、アドバイザー等からなるプロジェクト管理チームが設立される。	○PVはガイドラインに定められた事業実施の監督を行うのみであり、民間との競争は発生しない。	○調達機関が公募資料作成等を民間のコンサルに委託することはあるが、PIMACの支援業務とは内容が異なるため、民間との競争は発生しない。